

9

10

October

● 改正された収入の壁



※皆様でご回覧下さい

回覽							
----	--	--	--	--	--	--	--

年金委員制度のご案内

公的年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたいと思う年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『職域型』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

年金委員のメリット

年金制度改正のお知らせ

1 定期的なお知らせで、制度改正情報をご案内します。

研修会への無料参加

2 年金委員限定の研修会に参加できます。

表彰制度

3 活動の功績に対して表彰制度があります。

制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度の理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。

主に会社代表の方や庶務担当の方、民生委員や自治会役員の経験者の方などが活躍されています。



年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を通じて、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担う方々です。

年金委員は、社会的信望があり、かつ政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有するものとして推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。【日本年金機構法第30条】

活動内容の事例

◇日本年金機構が主催する年金委員研修への参加

・全国の年金事務所や日本年金機構本部では、年金委員活動の充実を目的とした任意参加の研修会を定期的に開催しています。

◇ポスターやリーフレットの掲示、設置、配布

・制度改正などを契機に、年金事務所から制度周知用ポスターやリーフレットを送付させていただく場合がございます。ご協力いただける範囲内で職場内掲示など、従業員やそのご家族の皆さまに周知していただくようお願いしております。

『職域型』年金委員になるには、『年金委員推薦書（職域型）』を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

様式は、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）「年金委員通信」からダウンロードできます。

制度の趣旨をご理解いただき
ぜひ年金委員の推薦をお願いいたします。

標準報酬月額決定通知

～ 「標準報酬月額」 を従業員の皆さまへお知らせください ～



日本年金機構では、各事業所から提出された「資格取得届」や「算定基礎届」等により被保険者の「標準報酬月額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」は「標準報酬決定通知書」等で通知します。

「標準報酬月額」は毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものです。被保険者の皆さまに必ずお知らせしていただきますようお願いいたします。

※「標準報酬月額」…厚生年金保険では、被保険者が受け取る給与（基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた税引き前の給与）を一定の幅で区分した標準報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用います。

社会保険の手続きはオンラインサービスをご利用ください。

～ 届書の作成から通知書の受け取りまでがオンラインで完結します！ ～

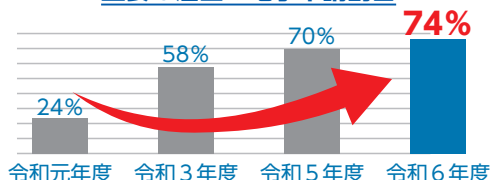
電子申請

○資格取得届や算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、**オンラインで申請・届出できるサービス**です。

○**主要な届出※の電子申請割合は、令和6年度末に約74%となり、多くの方に利用されています。**

※資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、健康保険被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届

主要な届出の電子申請割合



オンライン事業所年金情報サービス

○毎月の社会保険料額や被保険者データ等の**各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービス**です。

一度登録すると、定期的に受け取れます。

～オンライン事業所年金情報サービスでこんな情報が受け取れます～

名称	概要	メリット
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所の、当月の口座振替額と前月の領収済額をお知らせする通知書。	毎月、紙で届く口座振替額・領収済額の通知内容の管理が簡単になります。
社会保険料額情報	月末に納付していただく社会保険料の見込額の情報。	社会保険料額を、毎月20日頃に送付する実際の通知より先に知ることが出来ます。
保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由及び増減額の情報。	資格取得届等の提出により、前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合に、その理由や対象の被保険者等を知ることが出来ます。
被保険者データ	届書作成プログラム※で簡単に届書を作成するための、事業所情報と被保険者情報のデータ。	社会保険の手続きに必要な一部のデータの入力を省略でき、電子申請の際の手間を省けます。

※届書の作成、電子申請が簡単にできるプログラムです。日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

協会けんぽ 2024（令和6）年度決算（見込み）のお知らせ

2024年度の決算（見込み）の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止（2024年3月末廃止）等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

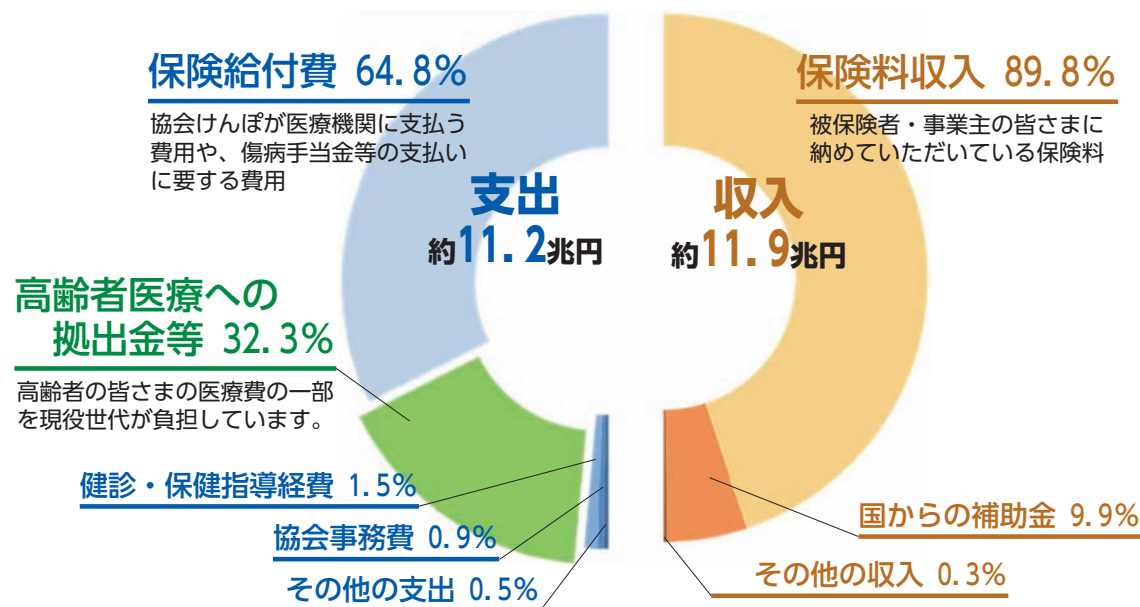
■ 2024年度決算（見込み） | 医療分

（単位：億円）

収 入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)
支 出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)
単年度収支差		6,586 (+1,923)

※（ ）内は、対前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、
- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと**
 - ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること**
 - ・団塊の世代が後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金**が中長期的に高い負担額のまま**推移することが見込まれること**
- 等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書をお送りしています

2025年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。今後は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するには資格確認書が必要です。

資格確認書とは？

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書（カード）です。



資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方とは？

以下のことをいいます。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- ・マイナンバーカードを持っても、健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

送付対象者	従前の健康保険証をお持ちの方（2024年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた方）であって、2025年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方
送付時期	2025年8月中旬から9月中旬
送付方法	被保険者さまの住所に特定記録郵便で送付します。 ※被扶養者さまの資格確認書についても同封のうえ被保険者さまの住所へ送付します。

【事業主さまへのお願い】

従業員さまの住所に送付した資格確認書が、あてどころ不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所さまに再度送付します。お手数をおかけしますが、従業員さまに改めて配付いただきますようお願いいたします。

詳細については協会けんぽのホームページをご覧ください。

協会けんぽ 資格確認書の送付について



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



労働保険Q&A

保育所が決まらない！育児休業を延長したいけど、給付金は延長できる？

Q 「子の預け先の保育園が決まらない」という理由で育児休業中の労働者から育児休業の延長の申出がありました。会社としては、育児休業を延長する方向で検討を進めていますが、育児休業を延長すると育児休業給付金も支障なく延長できるのでしょうか？

A 保育所等に入所できないことを理由とする育児休業の延長には、育児・介護休業法が求める要件を満たしている必要があります。また、育児休業給付の延長については、育児休業の延長が認められていることに加えて、ハローワークが求める要件を満たす必要があります。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



■育児休業給付金の延長申請の厳格化

令和7年4月の法改正により、育児休業給付金の延長には、単に保育所の入所不承諾通知所等があるだけでなく、速やかな職場復帰の意思を以て申し込みが行われたことが、ハローワークにより認定される必要があります。

■育児休業給付金の延長申請における3つの要件と提出書類

「速やかな職場復帰のために、保育所等に利用の申し込みをしたにも拘らず、入所できない」状態と認められるためには、以下の3つの要件をすべて満たしている必要があります。

①	あらかじめ市区町村へ保育所等の利用申込みをしていること	子が1歳（または1歳6か月）に達する日までに、市区町村に保育所等の利用申込みをしていること
②	公共職業安定所長が、速やかな職場復帰のための保育利用の希望があると認めること	・原則「1歳（または1歳6か月）に達する日の翌日以前の日を入所希望日として申込みしていること ・申し込んだ保育所等が、合理的理由なく自宅から通所に30分以上要する施設のみとなっていないこと ・保育利用の申込みをしておきながら、入所保留を希望していないこと
③	保育所等に入所できる見込みがないことが明らかであること	・子が1歳（または1歳6か月）に達する日の翌日時点で入所できないことが、市区町村が発行する通知書等で確認できること ・やむを得ない理由なく、入所の内定を辞退していないこと

育児休業給付金の延長申請には、次の書類を申請書に添付する必要があります。なお、これら以外の書類の提出をハローワークから求められる場合があることに留意が必要です。

- ① 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ② 保育所等利用申込書の写し
- ③ 市区町村発行の保育所等の利用ができない通知書等（入所保留通知書／入所不承諾通知書など）

保育所等に入る意思がないのに申し込み、内定を辞退するなどにより、制度を不適切に利用して育児休業給付金の延長を求める行為は、制度の趣旨に反します。また、このような行為は市区町村の保育所の利用調整に深刻な影響を与えることから厳に慎むべきです。

企業には、制度の正しい理解に基づき、労働者に対して趣旨を踏まえた丁寧な説明と適切な支援を行い、休業中のフォローを怠らず、速やかな職場復帰を促すことが求められます。

働く人の ライフ＆マネープラン

改正された収入の壁

パートなどで働く際に、配偶者がいればその扶養の範囲内で働くのか、扶養を外れるのか考えることもあるでしょう。それが税金や社会保険料の負担に関わってくる「収入の壁」といわれるもので、103万円、106万円、130万円など複数の壁が存在していました。今年の税制改正により「103万円の壁」が一気に160万円に引き上げられ、もっと働きたい人にとっては選択肢が広がることになりました。

160万円の壁とは？

収入の壁には、税金と社会保険料の負担の発生があり、これらは働く本人の収入によりそれぞれ“壁”が異なります。収入の壁を理解するためには、どのように計算されて税金の額が決まるのか知っておきましょう。

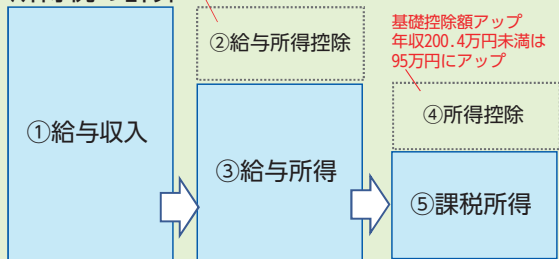
所得税の計算では、給与収入①からサラリーマンの必要経費にあたる給与所得控除②を差し引いて③の給与所得を出します。この給与所得から基礎控除や社会保険料控除、配偶者控除など個々に応じたさまざまな所得控除④を差し引くことで課税所得⑤が計算されます。

この課税所得の金額に一定の税率を掛けることで所得税の額が計算されます（給与所得者は、給料とボーナスから暫定的な税額を天引きし年末調整により所得税額の過不足を調整しています）。

今年の改正では、給与収入190万円以下の人の55万円（最低保証額）の給与所得控除額が65万円に引き上げられ、所得控除の一つである48万円の基礎控除が、

給与収入に応じて最高95万円（給与収入200.4万円未満の人）から58万円へと引き上げられています。これにより給与収入160万円（給与所得控除65万円＋基礎控除95万円）までは、所得税がかからなくなり、事実上「103万円の壁」が無くなって「160万円の壁」に変わったのです。

所得税の計算



ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどう とみ）

銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームをみたい!」（朝日新聞出版）、「Onlyoneの家づくり」（北海道新聞社）、「生命保険見直しガイド」（日本実業出版）など著書・監修が多数

社会保険の壁は106万円と130万円

パートなどの働き方により社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入義務が発生することがあります。従業員51人以上の企業に働く場合、月額賃金8.8万円以上、週の労働時間20時間以上などの一定条件に該当すると社会保険に加入します。これが「106万円の壁」ですが、企業規模や月額賃金8.8万円などの要件

が今後改定されることになっています。

一方、前述の事業所以外では、週の所定労働時間および月の所定労働日数が正社員の3／4以上ある場合、年収が130万円を超えると社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入します。これがもう一つの「130万円の壁」です。

本人（例：妻）の 年収	本人（例：妻）の手取りに影響するもの			配偶者（例：夫）の手取りに影響するもの		
	所得税	住民税 (所得割・均等割)	社会保険料	納税者本人（夫）の収入が1,095万円以下 (収入が給与と収入のみの場合)		
				配偶者控除額	配偶者特別控除額	
106万円超	—	—	社会保険に加入	—	38万円	—
110万円超	—	かかる	51人以上の事業所等で㉗～㉙すべてに該当の場合	—	38万円	—
123万円超	—		㉗手当等除く月額賃金8.8万円以上	—	—	38万円
130万円以上	—		㉘週20時間以上の勤務	社会保険に加入	—	38万円
160万円超	かかる	㉙雇用期間2カ月超の見込み	妻の収入が130万円(60歳以上は180万円)以上になると会社員の夫の社会保険での扶養から外れる		—	妻の収入160万円超 201.6万円未満は控除額が31～3万円へと段階的に縮小される
		㉚学生ではない			—	—
201.6万円以上		※上記以外の事業所等で正社員の3／4以上の勤務時間・勤務日数で働く場合は社会保険に加入する		—	—	

イザというときに役立つ社会保険

収入の壁を超えても急激な税負担にはなりません。社会保険料については収入の15％程度となるので影響は少なくないでしょう。ただし、自身が社会保険に加入することで、「傷病手当金」「出産手当金」「育

児・介護休業」などの手厚い制度や、老後の年金も確実に増やすことができます。収入の壁にとらわれずに、これを好機ととらえてこれからの働き方を考えてみましょう。